該当することを確認するために必要な事項	令第百十四条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十四条第二項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項	（略）	（三十九）～（七）	（四十）	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条本文の規定が適用される建築物	令第百三十六条の二第五号の規定が適用される建築物			
		隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置					配置図				
		開口部及び防火設備の位置					各階平面図				
		耐力壁及び非耐力壁の位置									
		スプリンクラー設備等消火設備の配置									
		外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ									
		開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法					二面以上の立面図				
		換気孔の位置及び面積					二面以上の断面図				
		窓の位置及び面積									
		主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法					耐火構造等の構造詳細図				
		門又は塀の断面の構造、材料の種別及び寸法					構造詳細図				

該当することを確認するために必要な事項	令第百十四条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十四条第二項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項	（略）	（三十九の二）～（九）	（四十）	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条本文の規定が適用される建築物	法第六十一条ただし書の規定が適用される建築物			
		開口部及び防火設備の位置					各階平面図				
		耐力壁及び非耐力壁の位置									
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ									
		主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法					耐火構造等の構造詳細図				
		主要構造部、軒裏及び門又は塀の断面の構造及び材料の種別					耐火構造等の構造詳細図				